

令和 8 年 9 月 30 日
農 林 水 産 省 農 産 局

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」、「財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則案」及び「財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則案」についての意見・情報の募集の結果について

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」、「財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則案」及び「財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則案」についての意見・情報の募集について、令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 8 月 29 日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、御意見を 13 件いただきました。いただいた御意見とその御意見に対する考え方は別紙のとおりです。寄せられた御意見は整理又は要約している可能性がございます。また、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して考え方は示しませんが、承っております。

意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異については別紙 2 のとおりです。

【連絡先】

農林水産省農産局企画課

代表：03-3502-8111

直通：03-6738-8961

件数	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	1. (1) 第一種小売業者のうち、取扱数量が比較的小規模な区分（例：300トン以上1,000トン未満）については、報告頻度を「毎月」から「年2回（1月・7月）」または「四半期ごと」へと緩やか設定にすることを提案します。 (2) 毎月報告を維持する場合であっても、300トン以上1,000トン未満の事業者に対しては、報告項目を「総在庫量」および「総販売量」等の基本項目のみに絞った「簡易報告様式」の利用を認める規定・運用としてください。 2. (1) 農林水産省および国税庁から、定期報告に必要な標準入力フォーマット（Excel形式や標準CSVレイアウト）をあらかじめ無償で作成・提供することを提案します。 (2) 令和9年4月1日の定期報告施行に先立ち、標準フォーマットを早期に公開し、半年前からテスト運用を行える期間を設けてください。	1. (1) 定期報告制度は、米穀の不足を察知し、民間備蓄の適時の譲渡しのための端緒情報とするため、地域における米穀の供給の相当部分を占めるものとして年間300トン以上の米穀等を取り扱う事業者を対象としています。このうち、第一種小売事業者については、 ・ 実際に、令和6年8月の1か月の需要量増が約20万トンであり、今後も1か月でこうした需要変動は想定されること ・ 長期保管が可能な玄米在庫を有し、需給の状況に応じて自ら出荷又は販売の数量を調整することができることから、作付けや収穫といった米穀に係る1年のスケジュールにかかわらず、需給動向に応じて在庫を変動する傾向にあり、特定の時期にのみ状況を把握しておけば残りの状況が推察できる状態にはないこと を踏まえれば、毎月の状況を把握する必要があると考えています。 (2) 第一種小売事業者に対する報告事項については、米穀の不足を察知し、民間備蓄の適時の譲渡しのための端緒情報とするために最低限必要な、在庫数量、販売数量等を報告いただくこととしています。また、報告方法については、事業者の負担軽減を図る観点から、報告形式として電子申請を導入し、報告内容に応じて報告フォームの活用、エクセルによる報告を使い分けるなど、合理的に手続の簡素化を進めていくこととしています。 2. (1) 定期報告の方法については、事業者の負担軽減を図る観点から、報告形式として電子申請を導入し、報告内容に応じて報告フォームの活用、エクセルによる報告を使い分けるなど、合理的に手続の簡素化を進めていくこととしています。 (2) 運用に関する御意見として承ります。

	3. (1) 省令の解釈運用通達やQ&A等において、「既存の商業伝票（納品書、請求書、受領書等）やPOSデータの保存をもって、新法第10条に規定する帳簿の記載に代えることができる」旨を明記することを提案します。 (2) 厳密な分類が困難な端数在庫や混合米等について、実務上合理的とされる按分計算や推計値の記載を認めるガイドラインを提示してください。 4. (1) 価格情報の報告形式について、個別の取引毎の単価ではなく、「月間平均単価」または「価格帯（レンジ）」での報告を許容する運用とすることを提案します。 (2) 提出された価格データの厳重な情報管理体制および秘密保持の方針を周知・明示し、事業者が安心して報告に応じられる環境を整備してください。 5. 義務対象外となる300トン未満の事業者に対して新たな義務を課すのではなく、既存の新法第51条に基づく調査等において、アンケート方式などの簡易な統計的手法を活用して補完する方針を明確にしてください。	3. (1) (2) 帳簿の備付け義務に係る具体的な運用については、施行までにQ&Aによりお示しすることとします。 4. (1) 価格情報の報告形式については、個別の取引毎の価格ではなく、価格と数量が決定している米穀について、加重平均価格を報告いただくことを検討しております。 (2) 提出された情報については、情報セキュリティに関する法令等に基づき適切に管理することは当然ではありますが、地方農政局等も含めた組織内部の事務要領においても、個別事業者の価格情報等、営業秘密の公表・外部提供を行わないといった報告情報の取扱い等を定めることとしております。 5. 定期報告の対象とならない食糧法第47条に基づく届出対象者に対しては、毎年1回、同法第51条に基づく調査により在庫数量及び取引数量を把握することとしています。
2	1. 集計した需給情報を、可能な範囲で迅速に公表してください。 2. 報告データを、備蓄米の買入れ・放出判断に結びつけてください。	1. 定期報告で得られた情報は、現在もホームページで毎月公表している「米に関するマンスリーレポート」において反映することを検討しています。 2. 備蓄米の買入れについては、適正備蓄水準を100万トン程度とし、毎年、必要な量を買入れることとしております。 供給不足時の備蓄米の売渡しについては、届出事業者からの定期報告等に基づき、需要量の増加等による供給不足を把握した場合など、今後、備蓄米を売り渡すべき事態となれば、機動的かつ円滑に売渡しを実施していくこととしています。

3. 報告対象外の事業者を含め、流通全体を把握できるようにしてください。定期報告の対象外となる届出事業者についても、年1回の調査によって在庫量と取引数量を把握する方針が示されていますが、地域的な偏りや新たな流通形態が見落とされないよう、制度施行後に基準の妥当性を検証してください。 4. 事業者の報告負担を抑え、既存データを活用してください。報告様式を統一し、販売管理システムや会計システムからデータを取り込める形式にするとともに、同じ情報を国税当局、農林水産省、地方農政局等へ重複提出させない仕組みを整えてください。 5. 今回の報告では、国産米・輸入米、玄米・精米、用途別、年産・産地別等に区分して報告する方針が示されています。この用途別データは、単に食用米の需給を監視するためだけでなく、米粉、加工食品、発酵原料、飼料、輸出その他の新用途の拡大状況を把握するためにも活用してください。 6. 施行後2年から3年を目安に、 ・需給予測の精度が向上したか ・米不足や価格急変への対応が早まったか ・報告対象や報告頻度が適切だったか事業者負担が過大になっていないか ・公表された情報が市場の安定に役立ったか を検証し、その結果を公表してください。必要に応じて対象数量、報告頻度、報告項目を見直すことを、省令または運用方針に明記することを求めます。	3. 定期報告対象者の規模については、今後、消費量の増減による事業者全体の取引数量の増減の可能性もあること等から、事業環境や流通実態の変化等に応じて柔軟かつ適切に設定してまいります。 4. 報告方法については、事業者の負担軽減を図る観点から、報告内容に応じて報告フォームの活用、エクセルによる報告を使い分けるなど、合理的に手続の簡素化を進めていくこととしています。また、経由官庁の規定を設け、農林水産省又は財務省いずれかの官庁に届出・報告を行えば足りる旨条文に明記しており、重複提出のない運用に努めてまいります。 5. 定期報告の内容も活用し、非主食用米も含めた用途別の需給見通しへ移行する方向で検討してまいります。 6. 運用に関する御意見として承ります。
---	---

3	対象規模を年間取扱量300トン以上と設定し報告事項や頻度を定めているがこれで流通全体の実態を十分に把握できるという前提自体が甘い。	定期報告の対象規模については、米の流通状況について、これまで500トン以上の出荷販売事業者に聞き取りを行ってきたところ、緊急調査において、出荷業者以外の業者等へのお荷量が全体の約半分を占めることが明らかになったことから、出荷販売事業者の在庫の約95%まで把握できる規模として300トン以上とすることとしております。
4	- デジタル庁との連携を実現し、デジタル庁にて報告システムを整備できれば省令適用・施行とする - 上記不可であればお見送りを検討	届出・報告方法については、スマートフォン、パソコン等を利用し、農林水産省共通申請サービス（eMAFF申請）による統一的なフォームを活用できるよう、デジタル庁とも連携の上、施行までに環境整備を行ってまいります。
5	省令を決定する前に、意見募集時点の次の資料を電子的に追加公示してください。 ア 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の改正部分については、条文案及び新旧対照表又は改正箇所と改正内容を条項単位で確認できる同等の資料 イ 新たに制定する二つの省令については、条文案 ウ 三省令のそれぞれが規定する事項及び根拠法令との対応関係を確認できる資料 追加公示後、その資料の分量及び事業者への影響に応じて、条文案について実質的に検討し、意見を提出できる期間を確保してください。 詳細の一部を様式、記載要領、FAQ又はオンラインシステムへ委ねる場合には、省令で定める事項と後続文書で定める事項との境界を示してください。 特に、後続文書又はシステム上の設定によって届出・報告義務の対象、算定方法、必須項目又は提出先が具体化される場合には、その文書の名称、作成主体、法的根拠、省令との対応関係、最低記載事項及び公表時期を示し、新たな届出の受付開始前に公表してください。	御意見も踏まえ、 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の新旧対照表 「財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則」の条文 「財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の条文 を掲載いたしました。 届出制度の詳細については、「米穀等取扱事業に関する届出制度運用要領」でお示しし、以下農林水産省HPに公表いたします。 https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html 定期報告制度の詳細についても、施行までに農林水産省HPに掲載する予定です。

	初回の年次報告及び同年度の第51条調査の回答期限が経過した後、未回答又は訂正未了の案件が残る場合には暫定値であることを明記した上で、個別事業者を識別できない形で、6か月以内に、少なくとも次の事項を集計し、公表してください。 1. 報告・調査の対象者数、回答者数及び期限内回答率 2. 報告・調査によって把握した取扱数量及び推計捕捉率並びにその分母と算出方法 3. 廃業、休業、郵便不達、連絡不能その他の理由による名簿更新の状況 4. 第9条届出、第47条届出、定期報告及び第51条調査の間で確認された重複、把握漏れ及び訂正の状況 5. 300トン基準、報告頻度及び補完調査について、現状維持、変更、追加調査の継続又はデータ不足のいずれと判断したか 6. 前項の判断理由、判断主体及び次回の確認時期	御意見は参考にさせていただきます。なお、定期報告等で得られた情報については、公表に差し支えない範囲で、現在もホームページで毎月公表している「米に関するマンスリーレポート」において反映すること等により公表することを検討しております。
6	国産米・輸入米の別や用途、産地、在庫量、取引量等について、一定規模以上の事業者から継続的に情報を収集・把握する仕組みが整備されることについて、必要な制度であると考えます。この仕組みで得られた情報を行政上の把握にとどめず、国内の米生産基盤の維持や食料安全保障にも活用していただければと思います。 また、近年は海外市場でより高い価格で販売できることから、輸出に力を入れる生産者や事業者も増えていると考えられます。こうした動きを一律に国内向けへ戻すのではなく、輸出によって十分な収益を確保し、適切に納税しながら、農地・設備・人材等の生産基盤を維持してもらうことも、日本の農業を守る一つの方法ではないかと思えます。 そのため、輸出向けの生産・流通についても適切に実態を把握し、平時には海外市場で収益を上げな	賛成の御意見として承ります。

	がら農業基盤を維持しつつ、将来的に国内で大幅な供給不足が生じた場合には、国内供給への転換を希望する生産者や事業者が、その能力を活用できるよう、柔軟に受け入れられる仕組みについてもご検討いただければと思います。 これは輸出を制限することを求めるものではありません。むしろ、日本の農業が海外市場でも収益を上げられるのであれば、その力を生かして国内の生産基盤を維持することも重要だと考えます。国内で米を生産し続けられる力そのものが、日本にとって大切な食料安全保障の基盤であると考えます。輸出による収益性も生かしながら、平時から国内の生産基盤を維持し、将来の供給不足などの際にも活用できる農業を目指していただければ幸いです。	
7	1. 第11条の定期報告により把握した在庫量及び出荷販売量について、事業者を特定しない集計値を定期的に公表することを、本省令において明らかにすべきである。あわせて、公表する項目、区分の粒度（用途別、年産別、産地別等）及び公表の時期を示されたい。 2. 在庫量について、年産別の内訳を報告事項に含めることを検討されたい。その際、報告に要する事務負担を抑える措置（既存の伝票等の記録から作成できる様式、電磁的方法による提出、記載事項の簡素化等）を、あわせて示されたい。 3. 第二種小売等の定期報告の頻度について、別紙の表の頻度欄は「毎月」とし、表の下注記は「第二種小売、加工、中食・外食は毎年1回とする」としている。いずれであるかを明示し、記載を統一	1. 定期報告で得られた情報については、改正食糧法第11条第3項において「農林水産大臣又は主務大臣は、それぞれ、・・・（定期）報告の結果を取りまとめ、その概要を公表するものとする」とされており、現在もホームページで毎月公表している「米に関するマンスリーレポート」において反映することを検討しています。この際、定期報告の内容には、事業者の経営情報など機微に触れる情報も含まれることから、公表するのは全国や地域、流通段階（業種）など必要な区分の平均値にとどめることを検討しております。 2. 年産別の在庫量については、生産者・集荷・卸・第一種小売業者に対し、使用状況に関する事項として報告いただくこととしております。 報告方法については、事業者の負担軽減を図る観点から、報告形式として電子申請を導入し、報告内容に応じて報告フォームの活用、エクセルによる報告を使い分けるなど、合理的に手続の簡素化を進めていくこととしています。 3. 第二種小売事業者の報告頻度は、別紙本文・表に記載のとおり毎年7月の年1回とすることとしております。

	されたい。 4. 別紙において「第二種小売等」と題する欄の報告事項に「とう精数量」が含まれているが、同別紙の注記※2は第二種小売を「とう精設備を有さないもの」と定義している。当該欄の報告事項がいずれの事業者を対象とするものかを明示されたい。 5. 定期報告の対象を年間取扱数量300トン以上とした根拠を示されたい。あわせて、この基準により定期報告の対象とならない米穀の数量が、流通量全体に占める割合の見込みを示されたい。 6. 価格の報告を、集荷にあっては年間取扱数量5,000トン以上、卸売及び第一種小売にあっては50,000トン以上の事業者に限り、それ未満の事業者及び第二種小売等を対象としない理由を示されたい。	4. 第二種小売事業者とは、小売事業者のうち、とう精設備を有さないものをいいます。また、第二種小売事業者の報告事項は、在庫数量、販売数量、買入数量及び使用数量を報告いただくこととしており、とう精数量については報告事項に含めておりません。 5. 定期報告の対象規模については、米の流通状況について、これまで500トン以上の出荷販売事業者に聞き取りを行ってきたところ、緊急調査において、出荷業者以外の業者等への出荷量が全体の約半分を占めることが明らかになったことから、定期報告を導入するに当たっては、出荷販売事業者の在庫の約95%まで把握できる規模として300トン以上とすることとしております。このため、「定期報告の対象とならない米穀の数量が、流通量全体に占める割合」は出荷販売事業者の在庫の約5%程度になると見込んでいます。 6. 取引価格については、各段階の需給の動向を示す指標の1つとして重要であるため、米穀流通の結節点となる集荷業者及び卸売業者に対して報告を求めることとしております。 他方で、取引価格は、事業者にとって営業上の秘密に当たるため、対象者を必要最小限に限定した上で、代表性のあるデータを収集することが適当であると考えております。 この考え方の下、その取引価格が業界の価格形成の指標となる大規模事業者として、集荷業者であって出荷数量等が5,000トン以上のもの、卸売事業であって販売数量等が50,000トン以上のものについて、取引価格を求めることとしております。
8	1. 一定規模以上の出荷を行う生産者や中小の流通・加工業者に対し、頻繁な在庫報告や厳格な帳簿保存・管理を義務付けることは、人手不足・高齢化に直面する現場に過大なコンプライアンスコストを強いることとなります。結果として、経営体力の乏しい中小事業者の廃業や、管理コストが巡り巡って米価や加工食品価格の上昇（消費者負担）につながる恐れが極めて高く、家計への配慮に欠けます。	1. 届出事業者の拡大、定期報告・帳簿の保存義務の導入に当たっては、対象となる事業者の皆様方の御負担を軽減することが重要であるため、対象者を一定規模（300トン）以上の方に限るとともに、定期報告について、出荷・販売事業者については毎月の報告を求めつつ、加工、中食・外食事業者については年1回とする等、事業者の業種や規模に応じ、報告回数や内容を変えることとしております。加えて、届出・報告に当たって電子申請も導入すること等の対応により負担軽減を図ってまいります。

	2. 年の個人情報保護法等の動向を踏まえ、収集されたデータが本人の同意なく、AI開発や統計作成等を名目に外資系企業や巨大IT企業、国内の大手データプラットフォーム等の第三者へ提供・利用されることがないよう、データの目的外利用の全面禁止および厳格なセキュリティ・プライバシー保護の枠組みを本省令等において明記・担保することを強く求めます。	2. 1の4. (2) のとおりです。
9	取扱数量300トンという基準は、一見すると小規模な生産者や事業者への直接の過度な規制を避ける配慮のようにも見えるが、実際には中・大規模の集荷業者や卸売業者、組合組織を直撃することになる。これらの流通・中間層がコンプライアンス維持やシステム対応、煩雑な在庫報告に迫られることになれば、その膨大な管理コストや事務負担は、最終的に価格転嫁や買い叩きという形で、最も価格交渉力の弱い個別の農家の手取りの減少となって跳ね返る危険性が極めて高い。流通管理の透明化の名の下に、生産者の経営意欲を削ぐ結果を招かないための激変緩和策やコスト補填の視点が欠落している。	8の1. のとおりです。
	財務省・農林水産省所管法令に係る情報通信技術の利用促進について、デジタル化の効率性を一律に強制することは反対である。	「財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」は、改正後の食糧法第10条に基づく帳簿の備付け等について、書面のみならず電磁的方法による保存等を許容するものであり、一律にデジタル化を義務付けるものではありません。 届出・定期報告においても、電子申請による届出・報告が難しい事業者にも配慮し、書面（紙）での届出・報告にも対応してまいります。
	中小の事業者や生産者団体が過度な管理体制の構築に迫られ本業が圧迫されないよう、行政報告のフォーマットの極限までの簡素化や、不要不急の二重報告の排除を強く求める。	2の4. のとおりです。

10	1. スーパー、加工、中食・外食事業者の報告を年1回とする点を見直してください。 2. 価格報告の対象を一部の大規模事業者だけに限定しないでください。 3. 年間300トンという一律の基準について、算定根拠を明らかにしてください。 4. 同じ米を複数の事業者が在庫として計上する二重計上や、反対に誰も報告しない計上漏れが生じないよう、統一的な定義と算定方法を示してください。 5. 無料のオンライン報告システム、会計・在庫管理ソフトとの連携、簡易な報告様式、相談窓口を整備してください。また、単純な入力ミスと故意の虚偽報告を区別し、初回は是正を求めること、自主的な訂正を認めることなど、適正な手続を設けてください。 6. 在庫量、取引数量、取引価格、取引先業種、産地などは重要な営業情報です。個別事業者が特定されない集計方法や秘匿基準を明確にしてください。 7. 「国税庁長官及び農林水産省農産局長が必要と認める事項」との規定は範囲が広く、事業者にとって予測可能性がありません。追加できる事項を省令上明確に限定し、新たな事務負担を伴う項目を追加する場合には、事前公表及び意見募集を行ってください。	1. 定期報告の頻度については、米穀の不足の程度が初動の民間備蓄による供給が効果を発揮できる頻度で把握されるよう合理的に設定する必要がある一方、いたずらに事業者の方々の負担を増やさぬよう設定する必要があります。加工・製造・調製・小売事業者は、消費者に直結する米穀流通の最終段階の業種であり、必要な時に精米で必要な買入れを行い、かつ、その数量は比較的一定であり、また、必要な在庫しか持たないことから、頻度は年1回としています。 2. 価格報告の対象を一部の大規模事業者とする考え方は、7の6.のとおりです。 3. 3のとおりです。 4. 報告の統一的な定義と算定方法については、施行までに農産局長通知において示すこととしているほか、二重計上や報告漏れのないよう、きめ細かい情報提供や意見交換を通じて制度の周知を徹底するなど丁寧に対応してまいります。 5. 届出・報告方法については、事業者の負担軽減を図る観点から、報告形式として、パソコンやスマートフォン等を利用し、電子申請を導入するほか、報告内容に応じて報告フォームの活用、エクセルによる報告を使い分けるなど、合理的に手続の簡素化を進めてまいります。また、法の施行後も、引き続き、地方農政局等において相談窓口を整備するほか、きめ細かい情報提供や意見交換を通じて制度の周知を徹底するとともに、事業者へ助言などを行うことも通じて、丁寧に対応してまいります。 6. 1の4. (2) のとおりです。 7. 御意見は参考とさせていただきます。なお、今後、仮に事項の追加のために省令改正を要する場合には、事業者との意見交換や行政手続法に基づくパブリックコメント等を実施いたします。
----	--	--

	8. 収集した情報を具体的な対策に連動させてください。 9. 具体的な省令条文及び報告様式を公表し、改めて意見を募集してください。	8. 定期報告により得られた詳細な情報については、食糧部会における基本指針の審議の参考資料として公表するほか、生産者の作付判断や流通業者等の経営判断を行うに当たって参考にさせていただくべく、都道府県や農業団体との定期的な情報交換会の開催や各関係団体、卸・小売・中食・外食の個別事業者との定期的な意見交換において共有するなど、政策判断の基礎資料としての活用や、関係者への情報発信・共有も積極的に行ってまいります。 9. 御意見も踏まえ、 ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の新旧対照表 ・「財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則」の条文 ・「財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の条文 を掲載いたしました。
11	制度の実効性を検証するためには、以下のようなKPI を必ず設定すべきです。 ●米価の変動幅（前年比・月次） 価格安定の効果を測る最重要指標です。 ●流通業者の在庫・出荷量報告の提出率 届出制が機能しているかを測る指標です。 ●民間備蓄の基準保有量の達成率 供給不足時の対応力を測る指標です。 ●供給不足時の備蓄放出までの所要時間 「機動性」の改善効果を測る指標です。 ●需給逼迫の早期検知件数 流通実態把握がどれだけ改善したかを測る指標です。これらの KPI を算出するためのデータは、以下のように収集すべきです。 ●農林水産省 流通業者の届出・定期報告データ、在庫量、出荷量、民間備蓄の保有量を集計。 ●財務省・国税庁	御意見は参考とさせていただきます。

	酒類製造業者など米を原材料とする事業者の届出情報を集計。 ●民間備蓄事業者 基準保有量、放出実績、在庫推移を報告。 ●地方自治体 地域の需給逼迫状況や流通の偏りを報告。	
	EBPM（証拠に基づく政策立案）および行政事業レビューの趣旨に照らせば、成果目標や KPI を設定しない理由を明示する必要があります。もし本案件に成果指標が設定されていないのであれば、その理由を明確に示したうえで、政策効果を検証可能な成果指標・基準値・目標値・達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。	届出・報告義務が確実に履行されるよう、きめ細かい情報提供や意見交換を通じて制度の周知を徹底するなど丁寧に対応してまいります。
	「客観的な成果目標と KPI を行わない悪しき前例踏襲」は、制度改善義務を怠る行為であり、服務規程上の「職務専念義務違反」や「国民への説明責任の不履行」に該当し得ます。免職などの重い処分を求めるものではありませんが、行政官の皆様には、制度改善が行政の信頼を守る最も重要な行為であることを理解していただき、前例踏襲ではなく改善を積極的に進めていただきたいと強くお願い申し上げます。	御意見は参考とさせていただきます。
12	本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民の生命と日々の食卓に直結する主食（お米）の制度運用をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、行政や農林水産省は「米の正確な需給予測など不可能である」という当然の現実をいい加減に認識すべきであるという点への強い提示です。気候変動や社会情勢によって激変する米の需要や収穫量を行政の机上の計算で正確に予測することなど根	御意見は参考とさせていただきます。

	本的に不可能です。予測できないことを大前提とした上で、どのような不測の事態においても主食が市場に行き渡り、価格が安定する柔軟な制度設計へと根本から発想を換えるべきです。 第二に、書面の保存や手続きのデジタル化といった形式的な規則改定に終始し、流通業者や特定資本の利権・金儲け優先の構造を野放しにした結果、米価の高騰や不足を招いて一般の労働者・生活者に負担を強いるような不条理な行政運営は断じて容認できません。不可能な予測に基づく管理ごっこをやめ、誰もが過度な経済負担なく主食を手に入れられる確実な供給・価格抑止体制の死守を強く求めます。	
13	価格調整と同時に農家に対する所得保障を復活させ、日本の主食自給率は100%として欲しい。また、米に関わる企業は外資系ではなく、ライセンス事業とし、国家主導で実施頂きたい。主要食料全体の自給率を高め、有事に備えられる国であって欲しい。	御意見は参考とさせていただきます。

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」、「財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則案」及び「財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則案」における意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異について

意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異は以下のとおりです。

【凡例】

単管：主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

共管：財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則

（傍線部分が差異の箇所。該当箇所のみ抜粋）

意見公募手続を実施した命令等の案		定めた命令等				
概要		命令等	条	項	号	
Ⅱの1 (2)	約款等のフランチャイズチェーンであることを証するもの	単管	27	3	5	加盟者の商号、名称又は氏名及び住所
		共管	1	5	3	
別紙		命令等	条	項	号	
「生産」 の報告 事項	①・②（略）	単管	2	3 表 の 中 欄	各 号	一 米穀の生産量 二 米穀の買入数量 三 米穀の出荷又は販売の相手方の業種 四 米穀の買入れの相手方の業種 五 米穀の無償譲渡数量、自家消費数量その他の米穀の使用状況に関する事項
	③生産量（追加） ④出荷販売の相手方の業種（追加） ⑤その他米穀流通に関する事項					

「集荷・卸売・第一種小売」の報告事項	①～⑤（略） ⑥出荷販売買入価格 ⑦ <u>その他米穀流通に関する事項</u>		2		各号	一～四（略） 五 米穀の出荷又は販売及び買入の価格 <u>その他の米穀の取引に関する事項（※）</u> 六 <u>米穀のうち法第八条に規定する米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものの加工、製造又は調製のために使用した数量（以下この項において「使用数量」という。）その他の米穀の使用状況に関する事項</u> ※第5号は「第一種特定規模出荷販売事業者」のみ。
「第二種小売等」の報告事項	①～③（略） ④ <u>その他米穀流通に関する事項</u>		2		各号	一（略） 二 <u>使用数量</u>
「加工／中食・外食」の報告事項	①（略） ②使用数量 ③（略） ④ <u>その他米穀流通に関する事項</u>	共管	3	2		・・・米穀の <u>販売数量</u> 、使用数量（米穀のうち法第八条に規定する米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものの加工、製造又は調製のために使用した数量をいう。） <u>その他の米穀の使用状況に関する事項</u> ・・・